

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付

平成29年度募集のお知らせ

●貸付の目的

児童養護施設等に入所中又は退所した方、里親等へ委託中又は解除された方の自立した生活を支援するため、必要な資金を貸付けます。

●貸付対象

平成29年度中に三重県内の児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくは自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」）に入所中又は退所した方、里親若しくはファミリーホームに委託中又は委託を解除された方のうち、次の要件に該当する方が対象となります。

1 生活支援費

児童養護施設等の退所者又は里親等の解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれず、大学等に在学する方

2 家賃支援費

進学者の他、児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれず、平成26年4月以降に就職している方

3 資格取得支援費

児童養護施設等の入所者または里親等に委託中の方及び児童養護施設等を退所または里親等の委託解除後4年以内で大学等に在学するもののうち、就職に必要な資格の取得を希望する方。

●貸付期間及び貸付額

1 生活支援費

大学等に在学する期間で貸付月額5万円

2 家賃支援費

進学者は大学等の在学する期間、就職者は退所又は委託解除後から2年間を限度に、1ヶ月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含み、居住地域の生活保護制度上の住宅扶助額を限度とします。）

3 資格取得支援費

貸付額は、資格取得に要した費用の実費とし、250,000円を上限とする。ただし、児童入所措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得費特別加算が支弁される場合には、加算額を控除した額を実費とします。なお、交通費、仮免許学科試験、卒業免許試験料金、免許交付手数料金等を含む。

●返還免除

次の要件に該当する場合は、貸付金の返還を免除します。

1 進学者

大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき

2 就職者

就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき

3 資格取得者

就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき。ただし、大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付を受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間引き続き就業を継続したとき

●貸付利子

利子は無利子です。ただし、返還することになった場合の債務の返還期限を過ぎた場合は、年利5.0%の延滞利子を徴収します。

●貸付の手続き方法について

貸付を希望する方は、次の1から7の書類を添えて、児童養護施設等の長又は児童相談所長を経由して所定の期日までに県社協に申請して下さい。

- 1 自立支援資金借入申込書（第1号様式）
- 2 自立支援資金意見書（第2号様式）
- 3 自立支援資金親権者等同意書（第3号様式）
- 4 自立支援資金貸付における個人情報の取扱同意書（第4号様式）
- 5 誓約書（第5号様式）
- 6 世帯全員の住民票（マイナンバーを除く全ての記載のあるもの）
- 7 学生証などの本人を確認できる書類の写し
- 8 進学者は、上記の1から7に掲げる書類に加え、以下の(1)から(3)に掲げる書類を県社協に提出しなければならない。
 - (1) 大学等に在学することを証明する書類（在学証明書、合格通知書、入学許可書等の写し）
 - (2) 措置契約解除通知書の写し
 - (3) 家賃支援費の貸付を希望する者は、1ヶ月の家賃相当額がわかるもの（賃貸契約書等の写し）
- 9 就職者は、上記の1から7に掲げる書類に加え、以下の(1)から(3)に掲げる書類を県社協に提出しなければならない。
 - (1) 雇用されていることを証する書類（在職証明書等、就職（内定・決定）通知書等の写し）
 - (2) 措置契約解除通知書の写し
 - (3) 1ヶ月の家賃相当額がわかるもの（賃貸契約書等の写し）
- 10 資格取得希望者は、上記の1から7に掲げる書類に加え、以下の(1)から(3)に掲げる書類を県社協に提出しなければならない。
 - (1) 資格取得に要する費用が確認できる書類（見積書等）
 - (2) 大学等に在学している者は、申請の3ヶ月以内に発行された在学証明書
 - (3) 資格取得費等特別加算の支弁を行っている方は、資格取得費等特別受給証の写し

●貸付の可否について

申請書類を審査し、貸付決定又は不承認通知書を児童養護施設等又は児童相談所長を経由して申請者に対して通知します。貸付が決定した方は借用書等を三重県社会福祉協議会に提出していただきます。

●貸付金の交付について

借用書、振込口座申請書等が三重県社会福祉協議会に提出された後、生活支援費と家賃支援費は毎月、資格取得支援費は一括で指定口座に振り込みます。

●平成29年度募集予定人数

生活支援費	10名
家賃支援費	30名
資格取得支援費	20名

●募集期間

生活支援費及び家賃支援費：平成29年4月3日(月)から平成29年5月19日(金)

資格取得支援費：平成29年10月2日(月)から平成29年11月30日(木)

問合せ先 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 生活福祉資金センター TEL 059-226-1118 FAX 059-227-8155 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 事務担当
--